

## 鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内に所在する中小企業又はグループが行う、新商品・新サービスの事業化又は商品等の新たな生産・提供方式の導入に向けた調査及び研究開発を段階的に支援することによる県内産業の活性化を図ることを目的に交付する。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 次の要件を全て満たす者

ア 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条に定める中小企業者であること。

イ 鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業(以下「風俗営業等」という。)を営む者ではないこと。

エ 次の要件をいずれも満たすこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。  
なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

(イ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

#### (2) 次の要件を全て満たすグループ

ア 事業の開始から終了するまでの間、第1号のウ及びエを満たす3者以上で構成されており、かつ第1号のア及びイを満たす者がグループの3分の2を占めること。

イ 当該研究グループの構成員の中から、第1号の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表企業として1者選定していること。

### (補助金の交付)

第4条 県は、別表1の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に取り組む前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

ただし、開発しようとする新商品又は提供しようとする新サービスが、風俗営業等に該当する場合又は公序良俗に反すると認められる場合は、本補助金を交付しない。

2 本補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる補助メニューの区分に応じて、補助事業に要する同表第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法

(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に3分の2を乗じて得た額以下(千円未満の端数は切り捨てる。)とし、上限は同表の第3欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第4欄に定める期間とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第5条の申請書に様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書を添えて、産業振興課長が別に定める日までに別表3第3欄に掲げる者に提出して行うものとする。

(審査)

第6条 審査は、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査委員会(以下「委員会」という。)において行う。

- 2 委員会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置するものとする。
- 3 審査方法については、別に定める審査基準に従い、調査・研究開発の対象となる新商品・新サービス等の内容及び調査・研究開発手法の妥当性等について審査を行う。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として90日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
  - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
  - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(完了届を要しない場合)

第10条 補助事業については、それが規則第15条第1号に該当するものであっても、

常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第11条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第12条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

2 知事は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行わせるものとする。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第14条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から次項の規定により、補助事業にかかる経費について現地調査前の補助金の概算払（以下「調査前概算払」という。）を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、原則として鳥取県の一会计年度に1回に限り、交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。

3 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、本補助金に係る専用口座を設けた上で、様式第7号の調査前概算払請求書、様式第8号の資金収支計画書及び当該専用口座の預金通帳の写しを知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による調査前概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、調査前概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

5 調査前概算払を受けた補助事業者は、補助事業期間中は第3項に規定する専用口座を調査前概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。

6 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(財産の処分制限)

- 第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第10号により申請するものとする。
- 4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助事業の報告等)

- 第16条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

- 第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成27年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年6月30日以前に交付決定した事業は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成28年6月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。